

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施

○保安林の指定の解除(二件)

○道路の区域変更(三件)

○道路の供用開始(二件)

○土地区画整理組合の定款変更の認可

○土地改良区の定款変更の認可(二件)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○開発行為に関する工事の完了

人事委員会

○人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

告 示

○宮城県告示第四百九十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十六年 七月七日	美里町 小牛田	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場本庁舎
同 七月八日	美里町 小牛田	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場本庁舎
同 七月九日	美里町 南郷	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場南郷庁舎

○宮城県告示第四百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の二(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

2-1 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の二(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第四百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所
 仙台市宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二 一三二の一・一三二の二六・一三二の一八・岡田
 字砂原一の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
 飛砂の防備

3 解除の理由
 海岸保全施設用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字北官林二九の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
 潮害の防備

3 解除の理由
 海岸保全施設用地とするため

三 解除に係る保安林の所在場所

仙台市宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二 一三二の一・一三二の二六・一三二の一八・岡田
 字砂原一の二・若林区荒浜字北官林二九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
 公衆の保健

3 解除の理由
 海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置
 いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
 変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河
 原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

一 道路の種類 一般国道
 二 路線名 二八六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
柴田郡川崎町大字小野字根岸八四番七 地先から 同郡同町大字小野字町裏八番三地先ま で	後 A	前 A B	一六・五 三一・三	四四六・七	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
	前 B		一一・七	二二八・〇	

○宮城県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
 変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河
 原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

一 道路の種類 県道
 二 路線名 寄井蔵王線
 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
柴田郡村田町大字沼田字新見世前六〇番地 先から 同郡同町大字沼田字新見世前六五番地先ま で	後	前	二二・四 三三・二	三五・四
	前	後	二七・四 三八・〇	三五・四

○宮城県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
 変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙
 沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市田尻二〇九番五地先から 同市田尻二五番一地先まで		前A	五・〇	一七二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後A	五・〇	一七二・〇			
後B	七・一	二〇・六	一二三・六		

○宮城県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	二八六号	柴田郡川崎町大字小野字根岸七四番三地先から 同郡同町大字小野字町裏八番三地先まで	平成二十六年 五月三十日

○宮城県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

○宮城県告示第五百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十六年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市中央二丁目五番三十一号

三 設立認可の年月日

平成二十年八月十五日

四 変更の内容

事務所の所在地

（変更前）第五条 この組合の事務所は、岩沼市中央二丁目五番三十一号に置く。

（変更後）第五条 この組合の事務所は、岩沼市字大和百六十八番地の一に置く。

五 変更認可の年月日

平成二十六年五月二十三日

○宮城県告示第五百三号

石巻市蛇田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年五月二十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年五月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

○宮城県告示第五百四号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年五月二十六日認可した。

県 道	寄井蔵王線	柴田郡村田町大字沼田字新見世前六〇番地先から 同郡同町大字沼田字新見世前六五番地先まで	平成二十六年 五月三十日
-----	-------	--	-----------------

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年五月三十日

宮城県東部地方振興事務所
所長 正木 毅

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 宮城県・市町村共同電子申請サービス提供業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成三十二年一月三十一日まで
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本入札に係る一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市と地方公共団体向けASP型電子申請サービス（アプリケーション）が動作するサーバーを事業者が設置運営し、インターネット及びLGWANを通じて利用

者にサービス提供することをいう。)の提供に係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。

9 次に掲げる公的認証制度のいずれかを取得している者であること。

(一) ISMS適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)

(二) プライバシーマーク制度

10 次に掲げるLGWAN-ASPサービスの登録者として認定を受けている者であること。

(一) LGWAN-ASPホスティングサービス提供者又はLGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービス提供者

(二) LGWAN-ASPファシリテーターサービス提供者

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五)へ平成二十六年六月九日(月)午後五時までに提出すること。また、郵送による場合は、書留にて平成二十六年六月九日(月)までに必着のこと。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課システム管理班(電話〇二二-二二-二四七六)

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年六月十日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年六月九日(月)まで2あて必着のこと。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年七月三日(木)午前九時から平成二十六年七月九日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十六年七月九日(水)午後五時まで
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合 配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十六年七月十日(木)午前十時 宮城県庁行政舎三階 震災復興・企画部情報システム課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する

消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Service(s) Required : Provision of a joint prefectural and local municipality electronic notification and request computer network system service. (one set)

2 Period of Contract : From settlement of contract until January 31, 2020

3 Deadline for Bid : Wednesday, July 9, 2014, 5 : 00 p.m.

4 Place and Time for Bid Selection : Thursday, July 10, 2014, 10:00 a.m. Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, 3rd Floor Miyagi Prefectural Office Building

5 Contact Information : Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2476

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年五月三十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 東松島市小松字里前二百六十七番一

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

東松島市矢本字南浦二十七番地

松谷 修一

人事委員会

人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八一五―三十五

人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、非常勤職員が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第一号に掲げる者であって、前項に規定する勤務時間の基準を超えて勤務させることが必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、当該非常勤職員の勤務時間について別段の定めをすることができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八一六―三十四

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
第二十九条第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、非常勤の学校職員が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に掲げる者であつて、前項に規定する勤務時間の基準を超えて勤務させることが必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、当該非常勤の学校職員の勤務時間について別段の定めをすることができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。